

神奈川県いじめ防止対策調査会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県いじめ防止対策調査会規則（平成 26 年神奈川県教育委員会規則第 4 号）第 9 条の規定に基づき、神奈川県いじめ防止対策調査会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 一般の定員は 10 人以内とし、会議の都度、会長が会議室等の収容人員等を考慮して定める。

2 神奈川県いじめ防止対策調査会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。なお、傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

4 前項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機（携帯電話機及びポケットベルを除く。）、録音機、ビデオカメラ、写真機の類を携帯している者（第6条ただし書の規定による会長の許可を得た者を除く。）

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私話し、談話し、拍手し、又は騒ぎ立てないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者が事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

(傍聴の禁止及び退場)

第8条 会長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年7月14日から施行する。